

広報 たきかわ

Takikawa city newsletter

5

2025

No.1,773



今日からピカピカの1年生、友だち何人できるかな?「小学校入学式」(4月9日／東小学校)

【特集】みんなで守ろう!
正しい自転車の交通ルール



雪も溶け、暖かくなるこの季節。移動の際に自転車を利用する方が増えてくるのではないでしょうか。

自転車は、運転免許なしに子どもから大人まで誰もが気軽に利用できる乗り物ですが、乗り方しだいでは、重大な事故を引き起こす可能性があります。

自転車運転中にスマートフォンなどを使用しながらの事故が増加傾向にあること、酒気帯び運転での事故の死亡・重傷となる割合が高いことから、交通事故を抑止するため令和6年11月1日に道路交通法が改正され、罰則が強化されました。

今回の特集では、自転車を安全に運転し、トラブルを防ぐため、自転車の交通ルールやマナーについて詳しく解説していきます。

6か月以下の懲役
または
10万円以下の罰金

運転中のながらスマホ

自転車を運転中にスマートフォンを操作すると、スマートフォンに気がとられ、視野が狭くなるだけでなく、自転車の運転に集中できず、事故につながる可能性があります。

自転車運転中にスマートフォンを操作するときは、必ず停車させてから行うようにしましょう。

こんな乗り方していませんか？
その乗り方、違法です。

2万円以下の罰金
または料料

並走

車道で並列走行すると自動車との接触、自転車通行可の歩道でも歩行者の妨げとなり、大変危険です。

友人とのお話に夢中になってしまったり、並走にならないように気を付けて運転しましょう。

3か月以下の懲役
または
5万円以下の罰金

逆走

自転車は自動車と同じく、原則、車道の左側を通行しなくてはなりません。

逆走してしまうと、正しい方向に走行している自転車との衝突や、避けようとした際に自動車と正面衝突するなど重大な事故につながるリスクがあります。

3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

酒気帯び運転

飲酒をすると、判断能力が低下します。その状態での運転は、突然人や自動車が飛び出して来た際に反応できず非常に危険です。

もし、飲酒運転をしようとして、お酒を飲んで運転した人はもちろん、お酒を提供した人も罰の対象となります。

その違反、
青切符
切られます

青切符とは？

青切符は、比較的軽微な交通違反をした時に渡される「交通反則告知書」のことです。青切符を切られた違反者は、反則金を納付すれば、刑事処分を免れることができます。自転車の違反に対する青切符制度は、令和8年までに導入されます。

対象となる違反は？

ながらスマホ	遮断踏切立ち入り	ブレーキが効かない自転車で乗る	信号無視
傘さし運転	右側通行	通行禁止違反	一時不停止

などの行為が対象です。

こんな道路は
要注意！

見通しの悪い道路

一時停止のある交差点、建物や街路樹等で見通しが悪い道路は、もしかすると歩行者や自動車等が突然現れ、停車できずに交通事故になるかもしれません。自動車や人が現れる「かもしれない」運転をしましょう。

一方通行道路

一方通行の場合は、自転車もその標識に従わなくてはなりません。ただし、「自転車を除く」と書かれた補助標識があった場合は、逆走方向から進入し、左側通行が可能です。

滝川の自転車歩道道
行可能な道路

この標識のある場所（官庁通り・文化通りなど）は、歩道を自転車で行けます。

※この標識がなくても歩道を走行することができる例外もあります。詳しくは、P4をご覧ください。

普通自転車歩道
通行可の標識▼



守って！ 自転車安全利用5則



車道が原則、左側通行
歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当するため、車道と歩道の区別のある道路では、車道通行が原則です（普通自転車歩道通行可の標識がある道路を除く）。

例外として、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転しているとき、または、工事中などで車道の左側通行が困難な時や、著しく自動車の交通量が多く、接触事故の危険性がある場合などは、歩道を走ることができま



飲酒運転は禁止

夜間、無灯火での運転は、前方の安全確認ができません。また、周りからも見えにくくなり、自動車のドライバーが無灯火の自転車に気づかず、衝突してしまうおそれもあります。

無灯火運転を行うと5万円以下の罰金が科されます。うっかりライトをつけるのを忘れていたという場合でも、違反となってしまうのでご注意ください。



ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは交通事故時における被害を軽減させる役割を果たします。

自転車に乗っていて交通事故で亡くなった人の約3分の2が頭部を損傷しています。また、ヘルメットを着用していない人の致死率は、ヘルメットを着用している人より1.8倍も高くなります。

自転車に乗る人は、自分の身を守るために、ヘルメットを着用するように心がけましょう。



一時停止では信号と

一時停止を守って安全確認

「一時停止は車の標識だから、自転車には関係ない」と思っている方もいるのではないのでしょうか。一時停止の標識は、自転車も守らなければならないものです。道路を横断する際は、必ず信号や一時停止を守り、安全の確認を行うようにしましょう。

信号や一時停止を無視してしまうと、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が科されます。



夜間はライトを点灯

夜間、無灯火での運転は、前方の安全確認ができません。また、周りからも見えにくくなり、自動車のドライバーが無灯火の自転車に気づかず、衝突してしまうおそれもあります。

無灯火運転を行うと5万円以下の罰金が科されます。うっかりライトをつけるのを忘れていたという場合でも、違反となってしまうのでご注意ください。

自転車の安全利用について



滝川警察署交通課長 永上 洋介さん

自転車運転者講習
危険な運転を繰り返す自転車運転者に対し、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられています。



自転車運転者が3年以内に危険行為を2回以上検挙される。

交通の危険を防止するため、公安委員会が自転車運転者講習を受けるよう命令。

指定された会場で講習を受講。
●講習時間 3時間
●講習手数料 6,000円

講習は、自動車免許更新センターなど公安委員会が指定した会場で受講します。

受講命令を受けたにも関わらず、期間内に受講しなかった場合は、5万円以下の罰金が科されます。



Q 実際に自転車の交通違反を見かけた際にはどのように対応していますか？

A 自転車の交通違反をしている人には、声かけや注意喚起を行っています。また、令和6年には、実際に検挙を行った事例もあります。

Q 自転車事故の多い場所はどこですか？

A 交差点で起こることが多いです。交差点を渡る際は、特に気を付けて走行するようにしましょう。

滝川市の

自転車事故防止の取り組み



市では、交通安全推進員、交通安全指導員が、幼稚園の保護者および小学校で交通安全教室を行っています。

実際に自転車を使用し、自転車の点検や安全な乗り方、交通ルールについて説明を行い、事故の被害者・加害者にならないように呼びかけています。

事故を起こしてしまったら



現場を確認して、警察に通報します。



相手がけがをしているときは、救急車を呼びます。



相手の名前・住所・連絡先を確認します。



二次被害防止のため、自転車を安全な場所に移動させます。

自転車安全利用パトロール



市は、滝川警察署、滝川高等学校・滝川西高等学校の生徒指導教員とともに、駅前広場駐輪場と滝川市自転車駐車場周辺でパトロールを行っています。

駅を利用する高校生や市民などに啓発パンフレットやティッシュなどを配り、自転車の安全利用、事故防止、盗難防止（鍵を2か所かける）等と呼びかけています。



自転車で接触した場合は、たとえ相手が無傷でも、警察への報告義務があります。



もし事故を起こしてしまったときの賠償に備えて、自転車保険に加入しましょう。



知らなかったじゃ済まされない自転車の交通ルール

普段何気なく利用している自転車ですが、多くのルールがあるのはご存じでしたか。今回紹介したルールを破ってしまうと、たとえそのルールを知らなかったとしても逮捕や、罰金を払わなければならない可能性があります。

もちろん、交通違反に年齢は関係ありません。交通違反をしても未成年だから許されるということではなく、未成年であっても、交通ルールは守らなくてはならないものです。もし違反をしたら、それ相応の処罰が自分自身だけではなく、保護者にも下ることがあります。

自転車は気軽に利用できる乗り物ですが、その乗り方次第では、歩行者に大きなけがを負わせたり、最悪の場合は、命を奪ったりすることもあります。

交通ルールを正しく理解し、守っていくことで、安全で快適な自転車ライフを過ごしましょう。

図書館

だより

出会いと
いのちの森より

TAKIKAWA

■5月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				①	2	3
4	⑤	⑥	7	⑧	9	10
11	12	13	14	⑮	16	17
18	19	20	21	⑳	23	24
25	26	27	28	㉑	30	31

※休館日が変更となる場合があります。
ホームページ等でご確認ください。
○＝休館日
★＝「えほんとおそぼう!『おはなしのひろば』(幼児・児童向け)」
(14時～14時45分)

今月の
おすすめ本

5月11日は母の日

一般書『母の味、だいたい伝授』

阿川佐和子 著／新潮社

結婚もした、両親も看取った。残るはくあの欲望>だけだー。コロナ禍の中でも変わらぬ食欲と好奇心から生まれた風味絶佳なエッセイ集。『波』連載、『週刊文春』掲載を書籍化。

児童書『「ぼくのおかあさん」2ねん1くみすぎしたげんき』

川之上英子・川之上健文、大島妙子 絵／アリス館

今日の授業参観で、げんきくんはおかあさんについての作文を読むことに。でも、おかあさんはまだ学校に来ていません。げんきくんはおかあさんの特技やこわいところをゆっくりと読みますが、おかあさんは間に合うでしょうか？

※お読みになりたい図書がありましたら、リクエストしてください。掲載以外にも入荷本がありますので、市立図書館公式ホームページをご覧ください。

問合先 市立図書館 Tel22-4646

子を観察します。

日時 5月24日(土) 13時30分～14時30分

場所 こども科学館

対象 4歳～小学生

※小学2年生以下は保護者同伴

定員 20人(申込多数時抽選)

参加料 無料(入館料別途必要)

申込 5月10日(土)までに申込フォームで応募。

問 こども科学館 Tel 22-6690

支えあいポイント

説明・登録会

40歳以上の市民の方の介護施設や地域での活動に対しポイントが付き、貯まったポイントに応じて

商品券や図書カードなどに交換ができます。

日時 5月15日(木) ①10時～11時 ②14時～15時(①と②は同じ内容)

場所 滝川市社会福祉協議会

※申込不要

問 滝川市ボランティアセンター Tel 22-2471

空のふるさと事業

航空セミナー

青少年時代に滝川でグライダーを経験し、現在パイロットや客室乗務員など航空業界で活躍する方を招き、空の仕事や、魅力の紹介、施設見学などを行います。

日時 5月17日(土) 10時～12時

場所 たきかわスカイパーク

対象 小学生～高校生

※小学生は保護者同伴

定員 30人

参加料 無料

申込 5月14日(木)までに、たきかわスカイパーク公式ホームページの申し込みフォームより申し込み。

問 たきかわスカイパーク Tel 24-3255

く・る・る DE 縁日ぐっ

おめん・ヨーヨー釣り・ゲームコーナーなど、「縁日ぐっ」を開催します。

日時 5月18日(日) 11時～12時

場所 街なかひろば「く・る・る」

対象 就学前の幼児と保護者

定員 10組

参加料 子ども1人500円

申込 5月14日(木)までに電話で申し込み。

問 街なかひろば「く・る・る」 Tel 23-0966

いきいき百歳体操

サポーター養成講座

高齢者の健康づくりに関することやいきいき百歳体操の効果、地域でのボランティア活動についての講話と実技を行います。

6月10日(火)	【講話】介護予防の知識、いきいき百歳体操について 【実技】いきいき百歳体操の体験
6月17日(火)	【講話】運動の効果・基礎知識(作業療法士) 【実技】体力測定の方法、いきいき百歳体操
6月24日(火)	【講話】口腔機能の知識(歯科衛生士)、地域活動について 【実技】いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操

※3日間すべてにご参加ください。

時間 13時～15時30分

場所 まちづくりセンター

定員 15人

申込 5月27日(火)までに電話で申し込み。

※当活動は社会福祉協議会で実施している「支えあい・いきいきポイント事業」の対象です。

問 介護福祉課 Tel 28-8045

広告

有料広告

募集

B&G滝川海洋クラブ員

カヌー・ヨット・ローボートなどの水上スポーツを楽しみ、水辺での事故を無くすための勉強をします。

活動期間 5月10日(土)～令和8年3月31日(火)の毎週土曜日およびクラブが指定する日

活動時間 9時30分～12時30分

対象 小学3年生～一般

年会費 小学生・中学生Ⅱ2、000円／高校生・一般Ⅱ2、500円、入会金Ⅱ500円(初年度のみ)

申込 5月10日(土) 9時～9時30分までに、入会金・年会費を持参のうえ、受付で申し込み。

今月のおしらせ

人口：36,070人(▲264人)
男：17,064人 女：19,006人
世帯数：20,468世帯(令和7年3月31日現在)

※掲載内容は変更・中止になる場合があります。
最新の情報については各問合先へ

※中学生以下は保護者同伴での申し込み

問 滝川市B&G海洋センター Tel 23-4194

公共職業訓練生

募集科目 医療事務科②

訓練期間 7月3日(木)～10月2日(木)

場所 スキルアップセンター空知

内容 医療事務・パソコン初心者を対象に、医療保険事務業務全般の技能・知識、ワード・エクセルの基本操作、情報セキュリティの基礎知識を学び、関連資格の取得により就職を目指す職業訓練。

対象 一般求職者

※公共職業安定所長の受講指示・受講推薦または支援指示が受けられる方

定員 15人

受講料 無料

申込 5月2日(金)～6月3日(火)までに、最寄りのハローワークで相談のうえ申し込み。

問 スキルアップセンター空知 Tel 24-1880



中空知広域水道企業団職員

募集職種 技術職員

受験資格 滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町に居住できる方で、

①平成13年4月2日から平成19年4月1日までに生まれ、高等学校もしくは大学(短期大学、これに準ずる学校を含む)の課程を履修し、令和8年3月末までに卒業見込みの方

②平成2年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上を卒業した方で、土木工事等に関する技術上の実務に従事した経験が3年以上ある方

募集人数 若干名

提出書類 中空知広域水道企業団が交付する願書・履歴書・職務経歴書、最終学歴の卒業(または見込み)証明書・成績証明書、資格証明書の写し、郵便はがき(受験者の住所・氏名を記載したもの)

申込期限 6月2日(月)

試験日 1次試験Ⅱ6月15日(日) 2次試験Ⅱ7月上旬から7月中旬を予定

試験方法 1次試験Ⅱ教養試験(①のみ)、性格特性検査、小論文

2次試験Ⅱ面接試験

採用予定日 令和8年4月1日(水)

問 中空知広域水道企業団 Tel 53-840

講座・催し

親子で楽しいリトミック

親子でスキップをとりながら音やリズムに合わせて体を動かして、聴いて感じて表現することを楽しく、指で直接絵を描くフィンガーペイントをして想像力を高めます。

日時 5月31日(土) 11時～11時40分

場所 まちづくりセンター

講師 石川奈々さん(NPOリトミック研究センター認定講師)

対象 2歳～5歳の幼児と保護者

定員 10組

料金 600円(子ども2人目は400円)

持ち物 おしぼり、飲み物

申込 5月9日(金)9時から窓口または電話で申し込み。

問 まちづくりセンター Tel 74-6210

月イチリカ室

「ビー玉スライダー」

ペットボトルの中にコースを作り、ビー玉がらせん状に転がる様

広告

有料広告

企業版ふるさと納税にご寄付いただいた企業

企業版ふるさと納税制度を活用し、ご寄付いただいた企業を紹介いたします。頂戴しました寄付金は、市の地方創生事業に活用させていただきます。なお、令和7年3月31日までにご寄付いただいた企業を掲載しています。

エア・ウォーター

西日本株式会社 様

大阪府大阪市中央区南船場4丁目4番21号

10,000,000円

株式会社NEXYZ.

ファシリティーズ 様

東京都渋谷区桜丘町20番4号

1,400,000円

北興化学工業株式会社 様

東京都中央区日本橋本町1丁目5番4号

1,000,000円

ジャパン

エレベーターサービス

北海道株式会社 様

札幌市豊平区水車町6丁目3番1号

100,000円

問合せ

企画課

Tel.28-8004

水道メーターの取り替え

計量法に基づく有効期限が満了になる水道メーターの取り替えを行います。対象となる各事業所ご家庭には事前に文書で連絡します。取り替え期間は、5月上旬から11月中旬までを予定しています。なお、家屋の改造や取り壊しなどを予定している方は、問合先にお知らせください。

問合先 中空知広域水道企業団 Tel.53-3840

ヒグマの被害に遭わないために

ヒグマによる人身被害は春と秋に多く発生します。春は山菜採りなどで野山に出かける機会が増えることに加え、ヒグマも冬眠から目覚め、エサを求めて活発に行動するようになります。被害に遭わない一番の方法は、ヒグマに出合わないことです。野山に入るときや家庭からごみを出すときは、次の事項に注意してください。

●野山に入るとき 食べ物やごみは必ず持ち帰る・一人では入らない・音を出しながら歩く・事前にヒグマの出没情報を確認する・薄暗いときには行動しない・フンや足跡を見たら引き返す

●家庭から出るごみ 後始末はきちんとする・放置したり埋めたりしない・収集日当日の朝に出す

※ヒグマを目撃したとき、フンや足跡を見つけたときは、すぐに現場を離れ、速やかにくらし支援課または滝川警察署までご連絡ください。

問合先 くらし支援課 Tel.28-8013、滝川警察署 Tel.24-0110

ごみの野焼きや不法投棄は禁止です

野外でのごみ焼却(野焼き)や一定の構造基準を満たしていない焼却炉でのごみ焼却は法律で禁止されています。焼却による悪臭や煙などは周囲の住民に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因にもなります。また、ごみを道路、山林、他人の土地に捨てることも絶対にやめましょう。これらの行為に対しては、法律により厳しい罰則、罰金が適用される場合もあります。

問合先 くらし支援課 Tel.28-8013

健康

特定健診・がん検診を受診しましょう

日程 乳がん検診・子宮がん検診Ⅱ 6月22日(日) バスツアー検診Ⅱ 6月30日(月) ※詳しくは今月号の広報紙に折り込みの「おとなの健診ガイド」をご確認ください。定員になりしだい締め切り。

問合先 健康づくり課 Tel.24-5256

シニア向け運動プログラム「元氣アップ」

シニアに適したストレッチや軽い筋力トレーニング、運動のねらいなどを学びます。合計12回(約3か月)

日時 6月4日(火)～8月27日(火)毎週水曜日/全12回 13時～14時30分

場所 スコール滝川スポーツクラブ

内容 ストレッチ、筋力アップ運動、バランス運動、自宅でも実践できる運動(健康運動指導士作成のプログラム)

※12回のうち3回は、水中ウォーキングも選択可

受講料 1,000円(12回分)

送迎 東地区コミュニティセンター、市役所、三世代交流センター前から往復無料送迎をします(要事前申し込み)。

対象 65歳以上の市民

定員 20人

申込 5月23日(金)までにスコール滝川スポーツクラブ窓口または電話、二次元コードで申し込み

受付時間 10時～18時(月曜日を除く)

問合先 スコール滝川スポーツクラブ Tel.74-8823、介護福祉課 Tel.28-8045

健康運動教室(ストレッチポール・楽しくストレッチーズ・シニア元気体操)

肩こり・腰痛予防、姿勢改善、ウエストの引き締め、骨盤底筋のトレーニング、転倒予防、脳トレを含めたゲームなど。

※受講料当日徴収

場所 滝川市スポーツセンター第1体育館

定員 各回8人

申込方法 開催日前日までに、窓口または電話で申し込み(火～土曜日9時～17時/祝日除く)。

生活

人権・困りごと無料相談所

日時 6月5日(木) 13時～15時

場所 滝川市民交流プラザ

相談機関 滝川人権擁護委員協議会

相談内容 いじめ、家庭内の問題、

海洋センターオープン

初めての方でも、カヌーやSUP(スタンドアップパドルボード)などの水上スポーツが楽しめます。期間 5月10日(土)～10月10日(金) 開館時間 9時～17時 休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)

利用料金 1時間当たり

小・中学生 高校生以上

市内 120円 260円

市外 190円 400円

5月は「消費者月間」です

令和7年度統一テーマ

「明日の地球を救うため、消費者

人権擁護委員はみんなの街の相談役です

人権擁護委員は、人権についての啓発活動のほか、地域の皆さんから人権に関する相談を受けるなどの活動を行っています。差別やいじめ、虐待などさまざまな相談に応じており、内容についての秘密は守られます。

人権擁護委員

○丸山 健さん(大町)

○斎藤 寛さん(有明町)

○高嶋 弘美さん(黄金町)

○窪之内 美知代さん(江部乙町)

○深澤 京子さん(大町)

○岩岬 稔さん(二の坂町)

○芳賀 伸吾さん(緑町)

なお、法務局でも随時相談に応じています(8時30分～17時15分)。

問合先 くらし支援課 Tel.28-8012、札幌法務局滝川支局 Tel.23-2330

自動車税種別割納期限について

納期限は、6月2日(月)です。納税通知書は、5月7日(水)に発送します。

●スマホやパソコン等により、自宅やオフィスなどからキャッシュレス納税が利用できます！

地方税お支払サイト https://www.payment.etax.la.go.jp/

現金で納める場所

・全国の金融機関・郵便局(一部金融機関を除く)

・全国の主要コンビニエンスストア

・総合振興局・道税事務所の窓口

問合先 総合振興局納税課 Tel.0126-20-0055(直通)

所得・課税証明書の交付について

令和7年度所得・課税証明書の交付は納税通知書の発行日以降になります。市・道民税・森林環境税を納付書で納付している方(普通徴収)は6月10日(火)から、勤務先の給与から引き去りとしている方(特別徴収)は5月13日(火)からの交付となります。なお、普通徴収の方については、6月2日(月)～9日(月)の期間は「見込み」として証明書を交付します。

※コンビニ証明書交付サービスにおける令和7年度の所得・課税証明書の発行開始日は6月10日(火)となります。

問合先 税務課 Tel.28-8019

巡回児童相談

岩見沢児童相談所による巡回児童相談。お気軽にご相談ください。

※相談料無料

日程 7月7日(月)、7月10日(木)、9月1日(月)、10月6日(月)、12月1日(月)、令和8年1月15日(木)

場所 保健センター

相談員 岩見沢児童相談所職員(児童福祉司、心理判定員)

申込 各相談日の2か月前までにこども家庭センター(保健センター内)へ申し込み

※学校教育に関わる相談は、教育

軽自動車税種別割の税額

問合せ先
税務課 Tel.28-8020

令和7年度の軽自動車税種別割の税額は下表のとおりです。

＜原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車等＞

車種区分	税額	車種区分	税額
第1種	2,000円	小型特殊(農耕作業用)	2,000円
新基準原付		小型特殊(その他)	5,900円
第2種乙		被けん引車	3,600円
第2種甲	2,400円	雪上車	3,000円
二輪の軽自動車	3,600円	ミニカー	3,700円
二輪の小型自動車	6,000円	特定小型原動機付自転車	2,000円



＜三輪および四輪以上の軽自動車＞

車種区分	税 額					
	初度検査年月 平成27年3月以前	初度検査年月 平成27年4月以降	軽課 ※1			重課 ※2
			75%軽減 ※3	50%軽減 ※4	25%軽減 ※5	13年経過車
三輪	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円 ※6	3,000円 ※6	4,600円
四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
四輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	2,700円	(軽課対象外)		12,900円
四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	1,000円			4,500円
四輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	1,300円			6,000円

※1 初度検査年月が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの車両については、燃費基準等に応じ令和7年度に限り税額を軽減します。

※2 初度検査年月から13年経過した車両については、税額が増(重課)となります(ただし、一部対象外の車両があります)。

※3 電気自動車・天然ガス自動車

※5 令和2年度燃費基準かつ令和12年度基準70%達成車

※4 令和2年度燃費基準かつ令和12年度基準90%達成車

※6 乗用・営業用のみ

障がいのある方に対する軽自動車税種別割の減免

障がいのある方が使用する軽自動車などで、次のいずれかの条件に当てはまる場合は、申請により軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

※障がい者一人について減免対象となるのは1台限りです。また、普通自動車で自動車税種別割の減免を受けている方は対象外となります。

◆申請期限：6月2日(月)

◆対象となる軽自動車の条件…障がい者が所有する軽自動車で、次のいずれかに該当するもの

- ・障がい者本人が運転する軽自動車
- ・障がい者の通学、通院、通所、なりわいのため、おおむね週1日以上(1か月に4日以上)使用している同一生計の方が運転する軽自動車
- ・障がい者のみで構成される世帯の場合は、おおむね週1日以上(1か月に4日以上)使用している同一生計以外の常時介護する方が運転する軽自動車

※公益のために使用する場合や、障がい者が利用するための構造になっている軽自動車の場合も減免対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆必要書類…○身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つ ○運転免許証またはマイナ免許証 ○令和7年度軽自動車税種別割納税通知書 ○家族が運転する場合は同一生計と分かる証明書(住民票、健康保険証など)と障がい者のために利用していることを証明する書類(使用状況について、ケアプランなど)

身体障害者手帳の障がいの区分	障がいの区分級別(障がいの程度)	身体障害者手帳の障がいの区分	障がいの区分級別(障がいの程度)
視覚	1級から4級までの各級	体幹	1級から3級までの各級または5級
聴覚	2級または3級	心臓機能	1級、3級または4級
平衡機能	3級または5級	じん臓機能	
音声機能または言語機能	3級(喉頭が摘出された場合に限り)	ぼうこうまたは直腸の機能	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	1級から3級までの各級	小腸機能	
上肢	1級から6級までの各級	呼吸器機能	1級から4級までの各級
移動	1級から6級までの各級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	
上肢	1級から3級までの各級	肝臓機能	
下肢	1級から6級までの各級		

手帳の種類	障がいの区分級別(障がいの程度)
戦傷病者手帳	恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められている方
療育手帳	手帳の交付を受けている方
精神障害者保健福祉手帳	

問合せ先 税務課 Tel.28-8020

民生委員児童委員はあなたの一番身近な相談員です

民生委員児童委員は皆さんの暮らしを応援するため、国から委嘱されて活動しています。
専門家ではありませんが、子どもや家庭のこと、地域のことなどを皆さんと一緒に考えサポートしています。
何かお困りのときには、一人で悩まずにあなたの地域の民生委員児童委員にご相談ください。

民生委員児童委員の役割は**みつける・つなぐ・みまもる**です。
住民の**身近な相談相手**として、**関係機関へのつなぎ役**や、**地域の見守り役**として、
さまざまな活動をしています。

民生委員児童委員はみずからも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしています。

家族関係のことや子育てのこと、暮らしのことなどの問題を抱えながらも、福祉の窓口へ一歩踏み出せない人もいます。

地域の民生委員児童委員はそのような人の事情をよく聞き、プライバシーを尊重しながら、関係機関との間で橋渡し役を担う、もっとも身近で頼りになる相談相手として、活動を続けています。



地域の課題や住民支援に取り組むため、必要に応じて行政機関や関係者と打ち合わせを行い、適切な相談先につなげます。



一人暮らしの高齢者や子育て家庭など、時には地域の住民を訪問し、日常生活での困りごとなどについて、相談にのります。



民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありません。



子どもにとって地域の身近なおじさん、おばさんとなり、時には悩みごとの相談にものります。

●民生委員児童委員とは・・・

民生委員児童委員は地域住民の中から選ばれ、みずからも住民の一員という性格をもって、住民の見守りや相談活動を行います（担当区域をもって活動します）。

- ・民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- ・厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市（区）町村ごとに人数が定められています。
- ・任期は3年で、再任も可能です。
- ・無給のボランティアとして活動をしています（活動に必要な電話代・交通費などに充てる実務代償費の支弁があります）。

●主任児童委員とは・・・

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員児童委員です（担当区域はもちません）。

- ・児童福祉関係機関と区域担当民生委員児童委員との連絡役となって、協力して活動を行います。

問合先 福祉課 Tel.28-8024

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域の中で子育ての援助を受けたい方（依頼会員）の要望に応じて、子育ての援助を行っていただける方（提供会員）をアドバイザーが紹介し、お互いの理解と協力の下、有償でお子さんを預かる会員組織です。

▶依頼会員になれる方… 市内在住の0歳～小学6年生までのお子さんがいる保護者の方

▶提供会員になれる方… 市内在住の子どもが好きな健康な方で、援助活動に理解と熱意のある20歳以上の方
※ファミリー・サポート・センターが行う講習を受けてからの活動になります。

■このような場合にお子さんを預かります

- 保育所、幼稚園の送迎 ○保育所、幼稚園の開始前や終了後 ○学校の放課後や学童クラブ終了後
- 保護者の病気や急用の時 ○冠婚葬祭やほかのお子さんの行事の時 ○買い物や外出の時

■利用料金（30分単位）

- 平日（7時～19時）250円
- 土・日曜日、祝日、夜間（19時～21時）300円
- ※兄弟2人目以降は半額

【提供会員募集】

地域の中で子育てをしている保護者の援助をしていただける方（提供会員）を募集しています。
下記の講習（全5日間）を受講できる方を対象に、たくさんのご応募をお待ちしています。



保育サービス講習日程

日 時	項 目	場 所
5月22日(木)	9:50～10:00	市役所
	10:00～12:00	
	13:00～14:30	
	14:30～16:00	
5月23日(金)	9:00～12:00	消防署
	13:00～15:00	市役所
5月24日(土)	9:00～10:30	花月地域子育て支援センター
	10:30～12:00	
5月29日(木)	9:00～12:00	市役所
	13:00～14:30	
	14:30～16:00	
5月30日(金)	10:00～12:00	市役所
	13:00～15:45	
	15:45～16:00	

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

■対象者

(1)雇用保険の特定受給資格者

倒産・解雇などの理由により、再就職の準備をする時間的余裕がなく、離職を余儀なくされた方
(雇用保険受給資格者証等の離職理由が、11・12・21・22・31・32 に該当する方)

(2)雇用保険の特定理由離職者

期間の定めがある労働契約が更新されなかった方、そのほかやむを得ない理由により離職した方
(雇用保険受給資格者証等の離職理由が、23・33・34 に該当する方)

※上記に該当しても、「65歳以上の離職者」および「特例受給資格者(季節雇用などの方)」は対象外となります。

ただし、災害や大幅な所得減少などの理由で国民健康保険税の納付が困難な場合、申請により減額や免除を受けられることがありますので、詳しくはご相談ください。

■提出書類

- ・非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減申告書

→保険医療課または市公式ホームページ(ID:1988)からダウンロード

- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の写し(オンライン失業認定を受けている方につきましては、オンライン・ハローワークシステムから取得してください)。

■対象期間：離職日の翌日から翌年度末まで(最長2年間)が保険税の軽減対象期間となります。

例) 離職日 令和6年3月31日～令和7年3月30日 ⇒ 令和7年度末(令和8年3月31日)まで

離職日 令和7年3月31日～令和8年3月30日 ⇒ 令和8年度末(令和9年3月31日)まで

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなどして国民健康保険を脱退した時点で終了となります。

■軽減内容

国民健康保険税は所得などを基に計算されており、軽減対象期間中はその所得を100分の30とみなして計算します。

※申告が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができる場合があります。詳しくはご相談ください。

問合先 保険医療課 Tel.28-8016

令和7年度ジュニア大使訪問団団員募集

■派遣期間 11月5日(水)～11月12日(水)(予定)

■派遣先 米国マサチューセッツ州スプリングフィールド市・ロングメドー町ほか

■募集人員 5人程度(最少催行人員3人)

■選考方法 作文、個人面接

■個人負担 215,000円程度

※燃油サーチャージ、旅券取得、海外旅行保険加入、ワクチン接種などの諸費用が別途必要です。

■募集期間 5月7日(水)～5月30日(金)

(受付時間：8時30分～17時15分/土・日曜日、祝日を除く)

■応募資格

①市内在住の中学2年生～高校3年生

②事前・事後研修(15回程度)、報告書の作成に必ず参加できる方

③交流事業受け入れの際に、外国人のホームステイ受け入れができるご家庭の方

④市の代表としての自覚を持ち、研修成果を広く還元できる方

※個人負担金および応募方法など、詳しくはお問い合わせください。



問合先 滝川市姉妹都市交流実行委員会(企画課) Tel.28-8017

こども発達支援センター

こども発達支援センターでは、保育士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、相談支援専門員をはじめとする専門職員がお子さんの発達などのご相談に対応しています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください（相談料無料）。

お子さんのところやからだ、ことばの発達などについて心配なことや気になることはありませんか？



●どんなところ？-----

保護者と一緒に通っていただく中でお子さんの状況に合わせ、生活の中でのコミュニケーションや動作、集団生活などへの支援を関係機関の職員と一緒に考えながら行っています。

●どんなことをしているの？-----

■個別指導

お子さんの状況に応じて、保育士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師が個別に1回1時間程度の支援を行っています。

■グループ指導

小グループでの指導を実施しています。

■相談

お子さんの日常的な心配事や就園、就学に向けた相談を受けています（予約制）。

●気になっていませんか？-----

- * ことばの発達が遅いのが気になる
- * お座りや歩くことがなかなかできない
- * おもちゃや友達に関心を示さない
- * 落ち着きがなく、一つのことに集中しない
- * 指示や話の内容が理解できない
- * 関わりが難しい、育てにくさを感じる

児童福祉法に基づき以下の事業を実施しています。

- ・ 児童発達支援事業
- ・ 放課後等デイサービス事業
- ・ 保育所等訪問支援事業
- ・ 相談支援事業 など

Eメール、ホームページからお気軽にご相談ください。
メールアドレス：ryouiku@city.takikawa.lg.jp

こども発達支援センターの
ホームページはこちらから。



問合先 こども発達支援センター Tel.23-3361

令和7年度市税の納期のお知らせ 市税は定められた納期限までに納めましょう！

税 目	納付月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	納期限		4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	1/5	2/2
市・道民税（普通徴収）					1期		2期		3期			4期
固定資産税・都市計画税			1期			2期		3期			4期	
軽自動車税（種別割）				全期								
国民健康保険税					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

▼納付場所

会計課（市役所1階）、江部乙支所、指定の金融機関（銀行、郵便局など）、コンビニエンスストア等で納付してください。休日・夜間は市役所当直室、コンビニエンスストア等で納付ができます。

- ・ 納付書を紛失した場合は、税務課、江部乙支所で再発行を受けてください。
- ・ スマートフォンを利用したキャッシュレス決済でも納付が可能です。

【注意】

北海道銀行と北洋銀行の窓口で納付される場合、地方税統一QRコードが印字されていない納付書は、別途『取次手数料1件につき880円税込み』が発生します。

問合先 税務課 Tel.28-8021



み身み診

より通信

たかが手指衛生、されど手指衛生

滝川市立病院

感染管理認定看護師

長尾 秀明



今年の冬は新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）とインフルエンザが流行し、感染して大変な思いをした方もいるのではないのでしょうか。今回は感染症予防に重要な手指衛生について話します。

手指衛生とは、手に付いた汚れや微生物を取り除くことです。新型コロナの流行以降、手指消毒剤は医療現場に限らず一般家庭にも広く普及していることを実感しているのではないのでしょうか。医療現場などでも、流水とせっけんによる手洗いと消毒剤を用いた手指消毒が行われており、それだけ感染予防には重要な手段となっています。

では、なぜ手をきれいにすることが感染予防につながるのでしょうか。実は、細菌やウイルスが手から感染するわけではありません。手が病気の原因となる微生物を運んでいるからです。新型コロナやインフルエンザは、感染した方の飛まつに曝されることによって伝ばし、感染します。少し詳しく説明すると、病原微生物を含んだ飛まつを浴び、目や鼻、口の粘膜に付くことによって感染します。そのため、医療現場ではゴーグルやマスクを装着し感染を予防します。

しかし、病原微生物が伝ばする方法はこれだけではありません。多くの病原微生物は、飛まつなどによって体外に出された後も感染性を維持して生き続けます。それを手で触り、その手の表面でも病原微生物は

生き続け、次の場所、次の場所へと運ばれていきます。その過程で手に病原微生物がついているとは知らず、目をこすったり、鼻を触ったり、手を洗わずに食事をとったりすることで、病原微生物が粘膜に付き、感染を起こします。研究*では人が1時間の間に顔を触る回数が23回、そのうちの44%が目や鼻、口の粘膜への接触を伴っているというデータがあります。このように手は、ほかの場所や自分の顔の粘膜に病原微生物を運ぶ媒介になりやすいのです。

さらに、病原微生物は目に見えず、感染は知らないうちに広がってしまいます。そのため、手が汚れていたら手指衛生を行うのはもちろんですが、それ以外にも、伝ばを予防するには適切なタイミングでの手指衛生が必要です。適切なタイミングには、ほかの場所から病原微生物を持ち込まないこと、ほかの場所に病原微生物を持ち出さないこと、清潔にするべき場面を想像すると分かりやすいと思います。

新型コロナは令和5年から5類感染症に感染症法上の位置づけが変わり、感染予防としても国での取り組みではなく、皆さん一人ひとりの感染予防の重要性が増してきました。たかが手洗いかもしれませんが、手指衛生は感染予防として最も大切な行為です。自分の感染予防だけではなく、周囲の人に病原微生物を持ち込まないための手指衛生を実践しませんか。

たきかわら版

5月の各種
無料相談日

▶行政相談

19日(月)

くらし支援課

☎ 28-8012

手洗いのタイミング

- ① 公共の場所から帰ったとき
- ② 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
- ③ ご飯を食べるとき
- ④ 病気の人のケアをしたとき
- ⑤ 外にあるものに触ったとき

5月の「みんなのタキカワ」

FMG'sky (77.9MHz)
毎週金曜日 12時15分～12時30分
(再放送 同日18時～18時15分)

2日 ジュニア大使訪問団団員募集!

9日 たきかわ周遊スタンプラリー

16日 たきかわ菜の花まつり

23日 いきいき百歳体操に参加しませんか?

30日 はじめまして! 滝川市役所一年生

企画課 Tel 28-8017



今回のつばやきは
アメリカ出身国際交流員
ビエルマ・アシュリーさん

こんにちは、CIRのアシュリーです。

今月の「CIRのつばやき」では、アメリカの高校と大学の卒業について紹介します。式の概要や、独特な卒業服などを説明していますので、ぜひご覧ください。

◀アメリカの高校・大学の卒業服は四角いキャップとマントを着るのが一般的です。



最新情報はFBで



第60号

CIRのつばやき

災害情報のほか
イベント情報や
行政情報を発信



市公式
LINE



Hokkaido
ebooks

↑WEBで

「広報たきかわ」を

↓アプリで

マチイロ



リンク集

◆春の陽気に包まれて、絶好のサイクリング日和が続く今日このごろ。自転車があると何かと便利なので、今年こそは年季が入った自転車を買い換えて、ハッピー自転車ライフを送りたいです。お

◆歳のせいかわるくもろくなり、おつかい番組は大号泣、高校野球は選手入場から泣いてしまいました。東小学校の入学式も、見知らぬ一年生の立派な姿に涙をこらえシャッターを切りました。ま

◆普段何気なく手洗いをしていますが、適切なタイミングですることが重要と知り、早速実践中です。周囲の人への感染症予防にもなるため、手洗いで小さな良いことをした気分です。お

編集後記

行政に関するご意見・ご提言

広報たきかわへのご意見・ご感想



取材写真アルバム

－まちの出来事や季節の話題から3枚をピックアップ！－



▲滝川高等学校の生徒が環境学習リーダーとなり、絵本の読み聞かせや、骨格標本を使い小学生と一緒に環境問題を学びました（3月26日 / 東地区児童センター）



▲JR滝川駅周辺駐輪場の『ボランティア雪割り』を実施。滝川高等学校の生徒の皆さんの協力で融雪も進み、駐輪場は早期利用できるようになりました（3月27日）



▲江部乙まちづくりコミュニティ行動隊女子部がJR江部乙駅で毎月開催する『駅カフェ』が100回を迎え、みんなで100個の羊毛のりんごを作りました（4月13日）



みんなの写真館

初めてのフラワアレンジメント
中空知子ども工作教室でフラワアレンジメントに挑戦しました。
（令和6年10月26日 / 流通団地）



こちらのコーナーでは市内で撮影された写真を募集しています！詳しくはこちら→



5月の救急医療機関

	外科休日当番医 (8:30～翌8:30)	歯科休日当番医 (9:00～12:00)	電話番号	住所
4日(日)	市立病院	みやこし歯科診療所	0125-75-5330	滝川市江部乙町東12丁目1-4
11日(日)	滝川脳神経外科	しらかば歯科	0125-76-4181	新十津川町中央308-16
18日(日)	市立病院	河村歯科	0125-74-6332	滝川市幸町4丁目5番19号
25日(日)	滝川脳神経外科	ぬまくら歯科	0164-22-5615	深川市1条12番16号

※市立病院…Tel 22-4311/ 大町2丁目2番34号 滝川脳神経外科…Tel 22-0250/ 西町1丁目2番5号

休日の内科・小児科の診療は市立病院で受け付けます（8:30～翌8:30）。

5月3日（土・祝）の外科の診療は滝川脳神経外科で受け付けます（8:30～翌8:30）。

5月5日（月・祝）、6日（火・祝）の外科の診療は市立病院で受け付けます（8:30～翌8:30）。

平日の時間外診療の協力医療機関については当番病院案内ダイヤル（Tel 22-2299）でお知らせします。